# 平成 18 年度(2006 年度) 第 1 回箕面市都市計画審議会 議事録

日 時 平成 18 年 8 月 22 日(火曜日) 午前 10 時 00 分開会 午後 0 時 30 分閉会

## 場 所 箕面市議会委員会室

## 出席した委員

| 会 | 長 | 増田 | 昇  | 氏 | 委 | 員 | 小林 | ひとみ | 氏 |
|---|---|----|----|---|---|---|----|-----|---|
| 委 | 員 | 大石 | 吉部 | 氏 | 委 | 員 | 田代 | 初枝  | 氏 |
| 委 | 員 | 新田 | 保次 | 氏 | 委 | 員 | 笹川 | 吉嗣  | 氏 |
| 委 | 員 | 平井 | 甚一 | 氏 | 委 | 員 | 垣内 | 定   | 氏 |
| 委 | 員 | 牧野 | 直子 | 氏 | 委 | 員 | 阪本 | 敦志  | 氏 |
| 委 | 員 | 前川 | 義人 | 氏 | 委 | 員 | 松井 | 治男  | 氏 |
| 委 | 員 | 上島 | 一彦 | 氏 | 委 | 員 | 森岡 | 秀幸  | 氏 |

委員 14 名 出席

# 審議した案件とその結果

案件1 北部大阪都市計画下水道の変更について【諮問】

原案どおり答申

案件2 都市計画道路の見直しについて【報告】

報告書に基づき報告

案件3 小野原西地区の都市計画変更について【報告】

報告書に基づき報告

案件4 景観法の活用に向けた取り組みについて【報告】

報告書に基づき報告

## 事務局(岡課長補佐)

定刻になりましたので、ただ今から、 平成 18 年度第 1 回箕面市都市計画審議 会を始めさせていただきます。

前回と同じように、まず最初にマイク 操作の確認をさせていただきます。テー プの録音とこのマイク操作とが連動し ておりまして、後の議事録作成にも影響 がございますのでよろしくお願いしま す。

各委員の方におかれましては、発言前に前のマイクの青いボタンを押してご発言をお願いいたします。そして、次の方が発言される場合には、次の方が発言される場合にはだ方の前の青いボタンを押していただっての電源が自動的に切れるようでもます増田会長のマイクは常時でよっております。そして進行を進めておりますがった状態になっておりますので、という形でよろしくお願いただくという形でよろしくお願いたします。

なお、出席しております市職員の服装につきまして、上着やネクタイを着用しない軽装による「夏のエコスタイル運動」を実施しておりますのでよろしくお願いします。

それでは、増田会長議事進行をよろし くお願いいたします。

増田会長

皆さん、おはようございます。

本日は、委員の皆様方におかれまして は、公私何かとご多忙のところ、ご出席 を賜り厚くお礼申し上げます。

また平素は、本審議会の運営に対しまして、格段のご支援ご協力を賜り、重ねて厚くお礼申し上げます。

それではこれより平成 18 年度第1回

箕面市都市計画審議会を進めて参ります。

事務局より所定の報告をお願いいた します。

事務局(岡課長補佐)

定足数の確認についてのご報告をい たします。

本日の出席委員は、委員 18 名中 14 名の出席でございます。過半数に達しておりますことから、箕面市都市計画審議会設置条例第6条第2項の規定により、会議は成立いたすものでございます。

なお、石田委員、弘本委員、舟橋委員 より欠席する旨のご連絡がありました ことを併せてご報告申し上げます。

以上でございます。

増田会長

ありがとうございます。

それでは次に、市長さんよりご挨拶の 申し出がありますので、よろしくお願い したいと思います。

藤沢市長

おはようございます。開会にあたりま して一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、残暑厳しい折でございますが、箕面市都市計画審議会の開催をお願いいたしましたところ、委員の皆様方にはご多用にもかかわりませず、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

平素は、本市都市計画行政をはじめ、 市政各般にわたり、格別のご支援、ご協力を賜りこの場をお借りして厚くお礼申し上げます。

さて、本日ご審議をお願いしております案件といたしましては、大阪府からの意見照会による諮問案件といたしまして「北部大阪都市計画下水道の変更について」でございます。これは、大阪府が下水処理場の都市計画名称を変更する

にあたり、関係市町村の意見を求めているものでございます。

次に、報告案件といたしまして「都市計画道路の見直しについて」、「小野原西地区の都市計画変更について」そして、「景観法の活用に向けた取り組みについて」の3件でございます。

「都市計画道路の見直しについて」に つきましては、昨年度都市計画審議会に おいて検討していただき、答申いただい た「これからの都市計画道路のあり方に ついて」を踏まえ、今年度に市として検 討してきた内容をご報告させていただ くものでございます。

また、「小野原西地区の都市計画変更」につきましては、地権者の方々が取り組まれてきた経過を踏まえ、市として作成した「都市計画変更たたき台案」をお示しし、ご審議いただこうとするものでございます。

最後に、「景観法の活用に向けた取り組み」といたしましては、昨年7月の第1回都市計画審議会で報告させていただいておりますが、その後の取組み状況を報告させて頂き、審議会のご意見を今後の取り組みに反映させていきたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、どうかそれぞれのお立場から、慎重かつ活発なご審議をお願い申し上げる次第でございます。

以上、誠に簡単ではございますが、開会にあたりましての私のご挨拶とさせていただきます。

## 増田会長

ありがとうございました。

本日は、市長さんのご挨拶にもありましたように、諮問案件といたしまして「北部大阪都市計画下水道の変更について」、次に報告案件といたしまして3

件、合計4件についてご審議いただく予 定でございます。

それでは、審議に入ります前に、市長さんから諮問、報告をお受けしたいと存じます。市長さん、よろしくお願いいたします。

市長が会長の前へ進み、
諮問、報告書を読み上げる。

(諮問書及び報告書受領)

それでは、これから始めたいと思いますが、最初12時までの予定としておりましたが、いつも活発なご意見を頂き延びがちになるということと、今日は4つも案件があるということで、12時30分を目途に終了したいと考えておりますので、みなさんのご協力をお願い致します。

それでは案件 1「北部大阪都市計画下 水道の変更について」を議題といたしま す。

本件につきまして、市より説明をお願いします。

案件 1 北部大阪都市計画下水道の 変更について【諮問】

市(栗山課長)

<案件説明>

#### 増田会長

ありがとうございます。差し替え資料 一式の所の 1-2 というページの差し替 えがございますので、これを資料編の方 で差し替えていただきたいということ です。

ただいまご説明のございました下水 処理場の名称変更につきましてご質問 ございますでしょうか、いかがでしょう か。はい、どうぞ。

#### 牧野委員

一つお聞きしますけれども、「下水処 理場の役割を適切に表現し」となってい るんですが、現状では処理場の処理で有 効利用されているような実態があるん でしょうか。

# 市(栗山課長)

処理場として有効利用されているのは高度処理水、そして原田処理場におきましてスカイランド原田という遊戯施設、多目的広場、安威川流域におきましては緑地、高度処理水を利用したせせらぎの緑地をつくっております。そして夏場には打ち水大作戦で高度処理水を道路に散布する等の役割をしてございます。

## 牧野委員

今バイオマス日本といって農水省が 全国的にいろんな活動、戦略をとってい ますが、たとえばバイオマスエネルギー の研究とか予定とか今後考えられてい るんでしょうか。もしわかりましたら。

## 市(栗山課長)

申し訳ないですが、その辺の資料は手に入ってございません。

#### 牧野委員

私も資料で見ますと6割ぐらい汚泥を使って、これについてはかなり未利用のエネルギーを起こすということですので、ネーミングだけではなく実質伴って、循環型社会に向けて有効利用という構想があるんなら良いですし、なければ是非検討を進めていってほしいということをお願いしておきます。

#### 増田会長

ご意見として、名前と合ったような形できっちりと循環型社会に向けて技術開発なりをしていただきたいというこ

とでございます。ほかいかがでしょう か。

特別ご意見ございませんでしたら、案件1に関しまして「北部大阪都市計画下水道の変更」について、本審議会としましては諮問原案を妥当と判断し、これを答申の基本的な内容としたいと思いますが、いかがでしょうか。

## (異議なしの声)

ありがとうございます。ご異議がない ようでございますので、本審議会といた しましては諮問原案を妥当とする内容 の答申とすることといたします。

続きまして、第2案件でございます。 これからは報告案件でございますが、ま ず最初に都市計画道路の見直しについ てご報告をお願いしたいと思います。

# 案件2 都市計画道路の見直しについて【報告】

市(上岡)

<案件説明>

## 増田会長

はい、どうもありがとうございました。

先程もご説明がございましたように、 昨年度新田委員に専門部会の座長をし ていただいて、審議会として指針及び基 準の提言書についてまとめさせていた だいたところです。それに基づいて今の 進捗状況として、都市計画手続きにかか わるものと、提言に基づいて存続路線の 整備課題という形でご報告をいただい たところです。

それでは、今ご報告いただいた内容に 関しまして、ご意見なり、ご質問がござ いましたら。

## 森岡委員

今ご説明いただきました中から、二点 意見を述べさせていただきます。

まず一点は、桜井石橋線についてですね。存続という方向についての基本的考えはいいと思いますが、旧西国街道を抱えているということで、地域の景観あるいは歴史的な配慮がこれからの整備に当たっての具体的な課題となってげると思いますが、今のこの時点で挙流にあたっては十分配慮して計画の検討にあたっては十分配慮して計画の検討にあたってはただきたいと思います。お考えがあればお聞きしたいと思います。

また、もう一点、田村橋通り線と瀬川 新稲線につきまして、かなり近接してい る道路ではございますが、これも存続す るという基本的な方向に異議を唱える ものではないのですが、幹線道路として の密度、つまり相互の機能を個別で評価 されているのですが、一体で評価すると いうようなことをお考えになっている のか。具体的に言うと、必ずしも拡幅で はなくて、相互を一方通行でのネットワ ーク化をすることなどもひょっとした らあり得るのではないかということも 含めて今後の計画の中で検討されるよ うな課題として上がっているかどうか、 その辺の確認或いは提案ということで す。

#### 増田会長

ありがとうございます。いま、存続に関しては、ご異議ございませんけれども、今後の整備に関してということで具体的なご意見としていただきました。事務局のほうで何かお答えがございますか。

## 市(大森課長)

はい。今のご指摘の中で桜井石橋線に関しまして、横に旧西国街道もしくは西国街道とだぶって桜井石橋線が通って

おりますが、これにつきましては、今具体的な景観に配慮したような絵も持っておりません。しかし、以前道路事業で旧の西国街道沿いで美装化を何点かしております。その延長上でもございますことから、今後具体的な歩道等の整備にあたっては考慮する必要があると考えております。

それからもう一点の瀬川新稲線と田 村橋通り線との近接ということでござ います。今回もバランスのよい道路形態 であったり、カルテの中では道路密度と いう検証もございます。カルテの中での 道路密度の検証に関しましては、あまり にも広域的で今大阪府が示しているの は大阪中央環状線と新御堂筋、この間で のエリアでの密度ということでござい ますので、その中では、密度はまだ全体 的にはもっと濃くしていかなければい けないということになっておりますが、 現実に今の箕面の住まい方を見ていく 中では、密度は適当ではないかと考えて おります。瀬川新稲線と田村橋通り線に ついて、一体的に一方通行とするという 具体的な検討はされておりません。

## 増田会長

いかがでしょう。よろしいですか。 森岡委員

現段階では具体的にはお持ちでないということですが、その辺を踏まえて具体的になっていくときには考慮していただきたいというか、評価或いは計画をしていただきたいという思いがあります。

## 増田会長

はい。では他いかがでしょうか。 前川委員

私もですね、森岡委員と一緒で、今後 の話なんですが、今回見直しのあった5 路線は30年間塩漬けの状況でね、今回 はじめて見直しができたという大前提を頭から外してはいけないと思うのです。まあ 30 年間放ってあってですね、今後先程から今年度以降残りの存続路線の検討の継続というような話しかありませんので、具体的にどうするのかというのがないと秋以降の住民説明がつかないと思います。その辺について、もう少し具体的に出ないものかと思うのですが。

増田会長

はい、いかがでしょうか。

市(大森課長)

今のご質問は、今回5路線について見直しをしたと、その中で廃止候補路線は1路線になった、あと4路線については存続、今後も具体化に向けて検討は進めていくという説明であったと。その中で、もうちょっと焦点を絞ってもっと明確な答えを出していけということでございますでしょうか。

前川委員

もっと具体的にどうするかということです。

市(大森課長)

今も申しましたように、実態としては 4路線を存続としておりますが、道路の 整備につきましては全市的な道路の全 体の中での優先順位を順次つけながら 整備をしていくことを考えております。 その中で具体的には小野原豊中線とい う道路を順次整備し、桜井石橋線もちょ うど国道の取り付きの部分を整備していると。

こういう中で今回の 4 路線存続に決まったからといって、即整備するというものではありませんので、財政負担も考えながら必要な優先順位を今後つけていくというのが一点ございます。

そして、今言われたように30年以上

も塩漬けにされているということでは ございますが、こういう上で余計に丁寧 に検証していく必要はあろうかと思い ますので、指針の中では概ね 10 年を一 つの区切りとして、また 10 年後にここの 内容をもって検証していくという、10 年後の社会状況、市の状況等を踏まえな がら新たな見直しを 10 年後に、という 方向性まで、都市計画審議会の答申をい ただいておりますので、この辺でもって 必要に応じて検討を進めたいと思いま す。

増田会長

いかがでしょうか。

前川委員

30 年放っておいて、こうやって見直しがあると、何か前に進むんじゃないかという期待を私はするのですけども。

この見直しをやったきっかけという のは、やはりこの道路沿いの地権者の方 に建築制限なんかがあって、そういう不 満があるのじゃないかとか、地域の活性 化が阻害されてきているというのがあ るのです。やっぱりこれは特に 14 路線 のうちこの5路線だけが残っている、特 に西のほうに固まっているのですが、何 らかの形で優先順位を早く上げないと いけないと思うのです。で、4路線の中 でも優先順位が絶対あると思うのです が、今回の中では入ってなかったので、 その辺は早急に優先順位も含めて、10 年を目途に進めるということなら、それ でやっていただきたいという気がしま す。

特にですね、箕面石橋線などは存続路線に入っておりますが、用地買収であるとかかなり先の長い話になってくる路線で、今回存続であっても、見込みとしてはほとんど前に進まないんじゃないかという気もするような環境状況にあ

るので、4路線についてはもっとシビアな目で事業化できる見通しを持って欲しいと思います。

#### 増田会長

はい、わかりました。御要望ということでお聞きしておきたいと思います。ほかにいかがでしょうか。

## 垣内委員

今回 5 路線の見直しの中で、桜井豊中線が廃止候補という格好にないは構造基準上あるいは構造基準上あるいははないですが、これは構造基準上ある当れないの路線はあっているが、おいるの路線はですが、おいるののですが、53 条のに関いるのかがですが、53 条のことは思ってが、53 条のことは思ったがはあったがはあったがですが、そのあたり関係を必ずが、きるようにはいると思うのがですが、その点についてすが、たかはあったがですが、ためはあったのあたり関係を必ずが、きるようにはいていると思うのがでしょうか。

#### 増田会長

いかがでしょう、過去に建築制限についての手続き・申請はあったのでしょうか。

## 市(大森課長)

今 53 条の建築の許可でございますが、まだこれについては詳細に掌握しておりません。今後、地元説明に入る段取りとして個々の地権者、実際にどの家とどの家かを調べていきたいと思います。

それと、今言われたように今回の都市 計画道路の見直しは、前川委員からもご 意見がありましたが、社会状況の変化、 それから長期間にわたる権利の制限を 加えているということを踏まえまして、 我々箕面市と致しましては、これを去年 の段階で都市計画審議会に諮問をして 一年間議論をしていただいて、3月で答申をいただき、その間パブリックコメント、アンケート、広報を使っての市民へのPRや周知、合意形成に努めて参りましたので、特にこの53条という権利の制限という部分は我々も慎重に扱わなければいけない部分と思っておりますので、今後地元へ説明に入る折には、きちっと説明をしていきたいと考えております。

それと、今回この審議が終わった後、 広報の折り込みを使いまして、今までこ ういう形で検討したとか存続の 4 路線 と廃止の 1 路線の候補を決定したとい うような内容の案内を全戸配布という かたちで行っていきたいと考えており ますのでよろしくお願いします。

## 増田会長

はい。よろしいでしょうか。それでは 他いかがでしょうか。

#### 小林委員

細かいことなのですが、芝如意谷線の 関係ですけれども、かつてここの都市計 画道路ができた段階では、バス路線が通 るという説明を受けたのですが、整備の 中でそういう事が含まれておりません ので、この計画が生きているのかどうか ということと、東西線といつ接続するの かという話も出てくるかもしれない、東 西線との関係で何か見通しがあれば教 えてください。

## 市(大森課長)

一点目のバス路線にというのは、我々では掌握しておりません。将来バス路線にする、しないということの中では、バスサービスというところですね、現在400mの圏域を使って各停留所を中心に円を描いていきます。その中に入っておれば公共サービスに足りているとしています。そこに抜け落ちているような所

を挙げましたので、今回はある意味機械 的な作業の中で踏まえたことでござい ますので、今小林委員がおっしゃったよ うに、バス路線という話は別次元の議論 になるかと思います。

また、東西線との接続ということに関して、何か具体的に示せる整備手法、時期などは持っておりません。

## 増田会長

よろしいですか。他いかがでしょうか。はい、阪本委員。

## 阪本委員

先程の前川委員のご発言と同じよう な意見と質問なんですが、今後のスケラ ュールの中で 10 月に予定されているの中にですね、先程の中にですね、先程の中にですね、先程の内にでするとから今後の事について、地であるということであるということになが一番気にならかというであるといまが出てのかというでありまりが出ていかと思いました。でそこのではないかと思いました。でもります。

あと、質問なのですが、桜井豊中線に おいて、平成 42 年の将来交通量を出る れておりますが、他の都市計画道路の 線についてその将来交通量の資料がある を示していただけるのか、もし資料がある ならいただきたいなということと がと言いますと都市計画道路によって、今の既存道路によって、今の既存道路によって、今の既存道が にては、今の渋滞しているところが緩和 されるという効果はあるとおもいます。 その辺の今の 1 7 年センサスをや対比 ですが、それとの対比によってどれくらい緩和されるのかを見 てみたいというのもあります。 以上です。

## 増田会長

いかがでしょう。まだ事業認可ができてないし、いつできるかという状況がわからない段階で、シミュレーションした交通量を出せるかどうかと言うことですけども、いかがでしょう。

# 市(大森課長)

今回、交通需要は大阪府さんの資料をいただきながら、あるエリアだけを限定しましてまわしております。そういうこともありまして、今後これを公表する、しないにつきましては、大阪府とも協議していく必要があろうかなと思います。

その中で今回桜井豊中線については、 平成42年の、その廃止検討路線から廃 止候補路線にステップを上げる中での 必要な項目ということで今回出してお ります。そういう数値で、必要な数字で あるということで出しておりますので、 その辺ご理解いただきたいと思います。

それから前段で言われておりました、 どの路線から優先順位をつけていくの かというお話ですが、それにつきまして は、他の路線との関係もございまして、 今早急に答えが出せることではないと 考えております。

## 増田会長

はい。よろしいでしょうか。次は。 阪本委員

平成 42 年に何か意味はあるんでしょうか。大阪府が勝手に設定されているものなのでしょうか。

## 市(大森課長)

これにつきましては、実際は国の方、 国土交通省でそういう OD 交通データ、 ネットワークデータというものを全国 的に展開され、それを大阪府さんがお借 りになって、それを大阪府がより具体的 な道路に対して流しています。

今回の箕面市の場合も、5路線に関しては実際細かい需要予測はされておりません。大きく幹線道路を中心になされているというもので、なかなか各市町村がこのデータを使いこなせていないのが実状でございますので、コンサル等と専門的なお話をしながら、今回のデータを作りあげたということでございます。

それから平成 42 年と申しますのは、これは国の方から予測する年度を決めており、その前は平成 32 年度でやっておりましたが、今回一番新しいデータということで 42 年のデータをいただいてやってきたところです。

## 増田会長

よろしいでしょうか、他いかがでしょうか。だいたい意見をいただいたようですが。新田委員、何か去年ご苦労されて、何かございますでしょうか。

#### 新田委員

特にはないのですが、今後の進め方に 関してご意見を多くいただきましたの で、その辺は今度の整備にあたって道路 のあり方を考える時に活かしていただ けたらと思います。

#### 増田会長

ありがとうございます。一応だいたい意見が出尽くしたかと思います。先程新田委員からもご意見をいただいただいたの意見をいただいたと思いますが、一番大きな話はこれから公共事業をや明らかの意味での優先順示とときに何らかの意味での優先明示したいく時代的背景になってとなってようでは都市ます。たぶん時期、今回は都市ます。たぶん時期、今回は都市ます。たぶん時期に近づいてきていると思りを見直し時期に近づいてきていると思りを見直し時期に近づいてきますので、そのあたりを長期戦略の中で

プライオリティーも明示できるような 形で検討していただきたいというのが 皆さんの大意であると思われますので、 よろしくお願いしたいと思います。また 30 年塩漬けにすることがないようによ ろしくお願いしたいと思います。

それから、何点か小委員会からは将来 に向かって貴重な提言をいただいております。例えば、桜井石橋線に関します。例えば、桜井石橋線に関しては西国街道との関係みたいなかを随いは住環境との整合性を随けない。或いは道路の瀬川新稲線と田村であり、或いは道路の瀬川新稲線と田村のより、或いは道路の瀬川新稲線と田村のまり線の役割分担や機能分担のようにう意見をいただいております。ことを踏まえて将来に向かっていただったというご意見かと思います。よろしくお願いしたいと思います。

本審議会としましては、基本的には5路線の内、4路線は存続、1路線は廃止候補という形で進んでいくことについて、一応皆さんからご了解いただいたのではないかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして「小野原西地区の都市計画 変更について」を議題といたします。これも報告案件でございます。市から説明 をよろしくお願いします。

案件3 小野原西地区の都市計画変 更について【報告】

市(岡本)

<案件説明>

#### 増田会長

そしたら、これも報告案件ですけれど も、今ご説明いただいた内容に関しまし て、ご質問なり、ご意見ございましたら。 森岡委員

3-2ページですか、小野原西地区のま

ちづくり方針ということで、以前からおそらくこのようなストラクチャーをお考えだったと思うんですね。その中で、今の説明になかったのがなぜこの時点で用途の見直しが必要になったかということ。一部道路境界等による区域の整合性ということがあったかと思いますが、特に集合住宅あたりでの用途の変更理由を、ちょっと教えていただきたいと思います。

#### 増田会長

はい、いかがでしょうか。

## 市(島谷副理事)

今回用途変更をしようとしている部分は2カ所ございます。1カ所は道路との線引きということで1低専の部分、それと今森岡委員が言われました2中高への変更部分、これについては資料の3-2の下の顔づくり計画の中でのまちづくり方針これにもあります小野原豊中線と府道との交差部分、この一角について2中高に変更しようと考えております。

これにつきましては、説明にもありましたが現在1中高でございまして、これによりますと店舗が面積的に500㎡ということと、もう一つ、ここにつきましては地域生活拠点ということで、店舗だけでなく業務という視点も入って参ります。1中高ですと事務所が用途としては制限されますので、事務所の立地が可能な2中高に変更しようと、そのように考えております。

## 森岡委員

もともとにぎわい拠点というようなことを考える中で、この時点でやらなきゃいけなかった、たとえば人口計画とか、特に影響するようなことは無いのでしょうか。おそらく集合住宅というと密度が上がってきますが、この時点で変更

することによる他への問題点は特にないのですか。

# 市(島谷副理事)

当初は確かにまちづくり計画というのがありませんでした。具体的なイメージといったものもない中でいきな、や高という用途を設定するよりも、ものまちできたらそれで終わりちをできたらそれできたらのではなく、地権者の皆さんまちできたらのではないこう、はまちができなりを継続していこうとと取り組みをされた、この区域について一定の分にという視点できたという視点できるという考えです。

#### 増田会長

よろしいですか。

#### 森岡委員

別のことでもう1点、仁鳥公園の変更について、3-17,-18のところ、ご説明では「公園誘致圏域での拡充を行い、小野原公園との機能分担を図って」と、この理由がわからないので、もう少し説明をお願いします。

#### 増田会長

特に 3-18 の下の所の説明かと思いますが、いかがでしょうか。

## 市(大森課長)

当初ここを計画決定したおりには、松 出公園という近隣公園がございまして、 これで、圏域はほぼ守られていたという ことでございます。今回圏域図で見てい ただけますように吹田市側にはしっか りとした緑地があるんですが、その辺も 都市計画上で補っていきたい。実際にも 今回の区画整理事業でも市域界にも う中で、今回は都市計画として公園を位 置づけてより都市計画上でも充実を図 っていきたいということです。

#### 増田会長

いかがでしょう、3-18 のところ、従来までは松出公園の近隣公園の利用圏域でカバーできていたのですが、街区公園の利用圏域としても抜けていたのをカバーしたという意味かと思います。圏域の拡充というか、街区公園の圏域としてはやや欠落していたのを充実させたという意味かと思いますが、いかがでしょうか。

## 森岡委員

空白だったということですね。松出公園が規模縮小になって空白になったというわけではないのですね、わかりました。

#### 増田会長

他、いかがでしょうか。新田委員どう ぞ。

## 新田委員

前回もたぶんコメントしたと思うん ですが、意見ということで聞いてほしい んですが、今回の用途地域等の変更と関 わる話ではないのですが、この計画の基 本的な前提は、幹線道路を中心に従来型 の土地利用形態を考えているわけで、こ の中でにぎわいをどうつくるかをどれ だけ真剣に議論されたか非常に疑問で す。これでいきますと、幹線道路を挟ん で両脇に中高層なりを作って、それにお ける人口密度は確保されるでしょうが、 にぎわいとして多分車をイメージされ ているわけで、本来なら人が歩いて買い 物をできるようにするには、車の速度を 落とすような絞り込みをこのまちの中 でやっていかないと、一つの一体的なま ちにはならないんですよね、その辺が非 常に危惧している点で、ヨーロッパなん かですと、一つの一体として考える場合 は、このレベルですと、まちに入ってく

るときに絞り込みをやって、道路の舗装を変えるなどしてスピードを落として、 歩行者・自転車とが安全に混在できるとして、 場づに、沿道の商店もそれなりに合わせまた。 地力化するんですけれども、それが非常に心配で、現状を見ましても小野原なっているがらかという、その辺が今はないわけで。意見は意見としてまたどこかで取り入れてほしいのですが、質問としれては「にぎわい」というのはどう考えられているか、教えてほしいと思います。

## 市(島谷副理事)

前回3月にも新田委員からご指摘ご ざいましたが、小野原西地区という部分 につきましては、特に市がここに都市拠 点をつくるとか、そういった計画はござ いません。ただ、地権者の方々が区画整 理で基盤整備をした後の土地利用につ いて、色々と真剣に議論されておりま す。にぎわいシンボルロードと位置づけ ておりますが、基本的には全市的なにぎ わい核といった議論はありませんでし た。地域の生活に密着した生活利便施 設、そういったものをにぎわい核或いは 沿道沿いに、土地利用をみんなで議論し ながら、個々に土地利用するんではなく て小野原豊中線沿道と用途地域でござ いました核の部分についてはできるだ け地権者の方が共同で土地利用を図っ ていこうと。その中でそれぞれの必要な 機能を確保していこうという議論が現 在もされています。それにつきまして は、行政としましても側方から、いろん な状況の提供、他地域の資料の提供をさ せていただきながら実現に向けて支援 をしている状況で、にぎわいという視点 からいうと、どちらかというと歩いてこ られるような圏域の中でのにぎわいと いう視点をもっています。

## 新田委員

地域のにぎわいという捉え方は良いと思いますが、そうした場合の対応として、幹線道路の標準断面なんかもきっちり考えていく必要があるように思います。スピードを落とす工夫をきっちりやるということ、通過交通をメインとするのではないということを考えた方が良いと思います。

#### 増田会長

ありがとうございます。これはこれからまちづくりをさらに進めていかれるときに、専門家の立場として、幹線道路が車中心型になると分断要素になって、むしろにぎわい要素の阻害要因となりますので、そこをより検討を深めてくださいという意見ですので、よろしくお願いします。大石委員どうぞ。

## 大石委員

新田先生と会長さんからもご意見なんですが、この東隣にも区画整理事業を連事業を連事で、進いましての東隣にも区画整理事業の小してます。従いましてつきましてであるというのは進すが、なかなが、ということがもいるが、というにぎわいを求めたはずると思いますので。東側のにざわいを求めたはでするにでいるが、反省する点と思いますのだなということがおったら通りだなということがおったら通りだなということがあると思いますので。

## 牧野委員

ちょうど今おっしゃっていただきましたので、私も同じことを感じておりました。まちづくり計画を一般の方にも公表して、意見をいただくということで、意見はゼロであったということもある

んですが、箕面市民全体から見て小野原という地域がどれだけ市民の方に関心を持っていただけているかということもあると思うんですが、ここに住まわれる方もどちらかというと、交通の関係で北千里や千里中央の方に目が向いている。だけども早くに開発された小野原の東の地域は経験を持っていらっしたり、そこでの見えてきた問題をぜひ西地域で今だからこそ活かしていけるんではないかという風に思います。

東の地域は今でこそ高齢化率はまだそう高くないですが、たぶん入られた時期からして 10 年後大変なことになるらして 10 年後大変なことになるらっと思うんです。今車中心の生活をしていまる方も車を諦めないといけない事を語がないませんのでもと、もともと小野原東の区画整理います。 に近場でもそれで回っていく風なできないませんのでやはり車依存型のまえているので、その反省を踏まえていなっているので、その反省を踏まえていただきたいと強く思います。

#### 増田会長

ありがとうございます。

# 上島委員

事なところだと思いますが、グレードの 高いまちをつくりたいということであ れば地権者が個々にバラバラ土地利用 を考えるのではなくて、プロポーザルコ ンペという手法を使って、特にこのシン ボルロード 22mという道路幅の中で歩 道を6mもとるという、歩いて楽しめる まちづくりといいますか、歩道ををにぎ わいの空間の中に取り入れるというコ ンセプトを十分に活かして、舗装をどう いうグレードに持っていくとか、ポケッ トパーク、ストリートファニチャー、ス トリートバナーだとか、そういった演出 の方法が色々あるかと思いますが、いず れにしても広い歩道の強みを活かすと 言いますか、歩行者の空間を十分配慮し たようなにぎわい空間となって、両側高 度地区が4種 16m、5階建てというこ とで建物の景観的なものも配慮したま ちづくりに結びつけていって欲しいと 思います。

## 芝山部長

今のご意見全くその通りだと我々も 思っておりまして、先程から色々と議論 の中で、市施行で既に行いました小野原 東の幹線道路としては、この道路と同じ く小野原豊中線が区域の中央を走って いるという事には変わりないんですが、 小野原東の区画整理区域内における沿 道用途も小野原西の沿道用途と変わり ない状況になってます。まさしく先ほど 委員さんの方からおっしゃいました、既 にやった小野原東の沿道のにぎわいと いう部分が、ある意味ではできあがって ないという状況もございまして、小野原 西の今回の事業をするにあたって地権 者の方が小野原東のまちの状況をつぶ さに見られた中で考えられたのが、小野 原豊中線の沿道をにぎわいのある核に しようとするならば、小野原東の既にで きている区画整理とは違う道路形態を とる必要があるということで、具体的に 先ほどおっしゃいましたように、小野原 東の方は既決定の幅員ですが、車道はバ スの通行を考えて最低限2車線の道路 幅員を確保しておりますけども、歩道は 両側3.5mございます。けれど小野原西 についてはさらに 3.5 にまだ3mの歩 道を拡幅した。これは減歩で全て確保し ておりますので、地権者の方が自らの土 地を都市計画決定された道路幅員以上 に歩道幅員を減歩で供出された結果が 今回の小野原西の特徴であると思って おります。我々は何とか区画整理の基盤 整備によって、車道幅員はバスが通行す る幅員を最低限確保する必要がござい ますけれども、歩道幅員については既決 定の倍くらいの歩道を確保する、この確 保された歩道を何とか地域のシンボル ロードとしてふさわしい活用ができる ように、今後地権者の方と協議していき たいと思っておりますのでよろしくお 願いします。

#### 増田会長

ありがとうございます。他いかがでしょうか、小林委員、どうぞ。

#### 小林委員

同じような意見ですが、まず質問ですが、にぎわい核の所は面積が広くなるんですね。大型店の出店が可能になるのでしょうか。

# 市(大森課長)

今回の都市計画の変更で今説明がございましたように2中高ということになりますので、1,500 m以下ということで、ちなみにちょうど横に関西スーパーがあり、商業床としてはあの程度ということで目安になるかと思います。

## 小林委員

この周辺は関西スーパーや、少し行け

ば国道沿いに結構大型店が出店しています。先ほど小野原東の話がありましたが、一時ホームセンター出店のときに住民の方から随分ご意見がありました。

全体を見ますと、先ほども新田先生か らお話しがありましたが、車誘導型では なくて、大型店舗についても規制してい く方向が本来的ではないかと思います。 集合住宅についても高度を上げるとい うことで、果たして集合住宅の高度を上 げることが良いのかどうかというのが 私としては気になるなと思っています。 というのは、平成 12 年度当初の事業計 画を作るときも、自然を残して、いわゆ る過剰供給ということが良いのかどう かも含めて我々は見直しを求めて参り ましたので、今回の見直し案がどうして も規制を緩和していく方向の気がしま すので、具体にはにぎわい核の見直しを 是非ご検討いただけたらなと意見とし て申し上げたいと思います。

## 田代委員

シンボルロードにつきましては、開通した場合においては1日平均約1万台の車の通行とお伺いしたことがありますが、車がキープできるという状況が可能なのかどうかが懸念するところです。

それと、以前にも上島委員さんから、 建築物についてもデザイン的なことも 考慮に入れてと言うお話しもあったか と記憶していますが、地元地権者との話 し合いの中では考慮されているのか、そ こらへんをお伺いしたいと思います。

## 市(島谷副理事)

地区計画でなかなか制限できない部分、意匠、色などは、一定地権者の方に投げかけて、景観条例を箕面市では持っておりますので、その切り口で、景観についての誘導を図りましょうという形で進めています。

それと、小野原豊中線、確かに交通量の予測としましては、1万台となっております。小野原豊中線の重要な機能の一つとして通過交通を円滑に処理するといった部分と、広幅員の歩道を歩かれる歩行者の方たちの安全確保といった中では高も今現在利用者の方も入った中では対を進めておるところでござまして、安全確保という点については留意して、安全確保という点については留意していきたいと思っております。

## 森岡委員

これもある意味では細かいことなのかもしれませんが、まちづくり方針の中で「生態の回廊」という設定をされていますね。この広幅員を生態の回廊としてどういうお考えをお持ちなんでしょうか。

#### 増田会長

断面なり整備イメージというのをお 持ちかどうかということですが。

# 市(島谷副理事)

今おっしゃってる部分は3-2の、土地 利用計画図でいいますと小野原 7 号線 という、歩行者専用道路でございまし て、幅員といたしましては 12m、小野 原豊中線との溜まり部分につきまして は 32mの幅員がございます。特に 12m の部分につきましてはその全てを歩行 空間とするのではなく、このうちの通常 人が横に並んで歩ける程度、3~4mを 歩行空間として整備し、残りの部分を生 態の回廊という形で一定配慮した施設 計画に現在しておりますので、これにつ きましては、歩道空間、公園、緑地につ いて、市民、利用者の方も入っていただ いて検討を進めております。この提案書 もいただき、施設管理者との調整もほぼ 終わり、近々最終案という形で決定して いきたいと考えております。以上です。

## 森岡委員

ちょっと違うんですが、私の言ったのは、鳥なんかは空を飛べるんですが、地を這う動物なんかにも配慮した生態の回廊としての位置づけがあるのかどうか、要するに機能的に立体にしているとか、獣道を別に設けて車道とクロスしないような仕組み、仕掛けをお考えなのかという質問です。

## 市(島谷副理事)

その場合、特に小野原豊中線との交差部分が課題になっておりますが、今時点で小野原豊中線を横断した獣道、昆虫等の連続した空間づくりという計画にはなっておりません。

## 増田会長

よろしいですか、ありがとうございます。だいたいご意見いただいたかと思います。

一点皆さんにお諮りしておかないといけないのは、都市計画の変更手続きの中で一部の委員から集合住宅あるいは施設地区に関しては第3種高度を第4種高度に変更しない方が良いのでははいかというご意見もあったかと思いますが、皆さんの大勢のご意見をみている内容で概ね皆さんのご了解を得ているのではないかと思いますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。そうしたら都市計画の変更内容については今検討されている報告内容で進めていただきたいというのがこの審議会の内容でございます。

ただし何点か、皆さんから貴重な意見 を頂いています。特に、小野原東という すでにできあがったところを十分に検 証して、そこでの得た知見を十分に活か して小野原西地区を整備していただき たい。特に皆さん気にされているのは、 にぎわいの形成という話の中で、歩くと いう行為と車という行為の関係性をど う整理して、地区拠点といわれている、 どちらかというと歩いてにぎわうまち というふうなものに対して、どうきっち りとそれを達成していけるのかという ことを皆さんから貴重なご意見をいた だいていますので、十分これからのまち づくりに活かしていただければなとい うふうに思います。

それと、今色んな意味で生態回廊というと、道路が生物の移動を遮断するということでロードキルという話がありますが、それについてもどう考えていった場合いいのか。ただ回廊といった場合に直接的に全ての空間が繋がっていならに直接的に全ての空間が繋がっていないかというと、大半の生物に関してはジャンピングストーン、飛び石的回廊という理解もできる部分もございますので、その辺将来に向けて考えていただければと思います。

どうもありがとうございました。そう したら第3議案、報告案件は終わりまし て、最後の案件でございます。

「景観法の活用に向けた取り組みに ついて」ということでよろしくお願い致 します。

案件4 景観法の活用に向けた取り 組みについて【報告】

市(千田担当主査) <案件説明 >

#### 増田会長

どうもありがとうございました。いかがでしょうか、今ご説明いただいた内容に関しまして。

別途、暮らしの景観研究会、或いは景

観計画検討会議というところで専門的 に議論されているという状況ですけれ ども。はい、小林委員どうぞ。

#### 小林委員

随分丁寧に説明していただきましたが、ちょっと質問なんですが、ここでいういわゆる私権制限、「行為規制が過度の私権制限になっていないかの検証」とありますが、具体的に私権制限というとどういう事が考えられるのかちょっと説明していただけたら。

# 市(河辺課長)

私権制限は、様々にありますけれども 先ほど言いましたように建築物、工作物 については形態・意匠についても制限されます。例えば色合いとか、あまりにさ つい色合いですとそれを柔らかくして もらうとか、一定の範囲を設けてその範囲の色を使ってもらうとかそういう制 限があります。制限内容につきましては 現行条例をベースに検討しておりま て、内容につきましてはもうちょっとか かると思います。

## 小林委員

これまでもパチンコ店の派手な意匠ですとか、新御堂筋の風俗的な看板ですとかがいくつか問題になったのですが、そういうことに対して見直しという指導が可能となってくるのですか。

#### 市(河辺課長)

現在は指導程度にとどまっていますが、法の中で形態意匠に関する行為制限を設定すればそれが可能となります。実際そのような形にするかどうかは検討会議や景観審などでご意見いただきながら決めていくことになろうかと思います。

## 小林委員

その点の配慮をお願いしておきたいのと、もう一点確認しておきたいのです

が、市民との協働という場合、市民活動で色々な表現をするわけですが、表現の自由に制限があってはこれまた逆にいけないと思いますが、その点はどのようにお考えでしょうか。屋外広告物とか景観法の中でも議論されましたけれども、そういう規制が対象外だという確認だけしておきたいと思います。

#### 増田会長

それは看板という意味ですか。

#### 小林委員

例えば交通安全ですとか、市民活動の 色々な「平和を守りましょう」とかそう いう表現活動をします、のぼりを立てる とか。そういう場合に規制の対象になる かどうか。つまり表現の自由を規制しな いという理解で良いのか。

## 増田会長

いかがでしょうか。

## 市(西尾部長)

ちょっとご質問の意図がわかりにくかったのですが、景観上は、看板の大きさ、意匠とか、そういう面での規制であって、中の文言云々は別の観点で規制があればあるのかと思いますが、景観上は看板内容についての問題ではなく、色彩、意匠等についての規制というふうにお考えいただければいいかと思います。

## 小林委員

そういうことだろうと思いますが、国会で議論されたときに屋外広告物との関係が非常に議論になって、表現の自由を制限してはならないというやりとりもありましたので、策定にあたって、その点だけ確認しておきたいと思いました。

#### 増田会長

いかがでしょうか。

# 市(河辺課長)

当然色調、形態、意匠については表現

の自由との兼ね合いというのがあろうかと思います。景観というのは個別個別の建物をどうこうするという考えでいるく、実際は街並みに調和しているものがあって、過度に表現を制限することで、過度に表現を制限することで、過度に表現を制限することで、おります。との中で了解が得られるようないと思って、その中で了解が得られるようなので、その中で了解が得られるような知の行為規制を考えていきたいと思っております。

## 市(西尾部長)

今の内容であれば、大阪府の屋外広告物条例というものがございまして、広告物として規制等もありますので、今おっしゃった主旨は景観法だけでなく他の条例法律等についても規制があるんじゃないかと思いますので、その辺の法律条例等が相互に作用された中での規制或いは許可というふうになっていくと思います。

## 増田会長

ありがとうございます。他いかがでしょうか。

#### 田代委員

お尋ねなんですが、景観条例の地区の 設定なんですが、ここの中では景観地区 として現在今宮3丁目東急不動産開発 地区、箕面新都心地区、桜ヶ丘2丁目大 正住宅博覧会地区の3地区というふう に設定されているんですが、この設定の 仕方、それと先ほど議論のありました小 野原西地区も入るのかどうかを教えて いただきたいと思います。

#### 増田会長

今書いてある地区名称は、今の条例に 基づいて景観形成地区指定をしている ところであって、このまま横滑りで景観 地区に移行するという段階ではないと 思うのですがどうでしょうか。

## 森岡委員

それに関連して、景観計画の地区設定の基本的な方針をお持ちであればお聞かせください。

## 増田会長

今回景観地区の指定までお考えなの かどうか、今回の景観計画の中でですけ ど。

## 市(河辺課長)

景観地区の設定ですが、現在のところ は景観地区の設定までは考えておりま せん。ただ手続に関しては一定定める必 要があるかと思います。都市景観形成地 区につきましては今景観条例に設定さ れておりますけれども、これをどういう ふうに景観法に基づくものに移すかと いうことを考えているところでして、基 本的には景観区域内全体に制限ができ るわけですが、その色合いに濃淡をつけ るような形で各地区の設定ができるの ではないかということで、国の方にも聞 きましたところ、そのような形は可能か ということで、景観形成地区、名前がど うなるかは別ですが、そういうものを残 していきたいと思っています。

先ほど言われました景観形成地区の 指定ですが、地区の方の3分の2以上の 同意を得ていただいて、自ら地区の基準 をある程度考えていただき、市のほうに 出していただいて景観形成地区に指定 するようにお願いをしていただく、その 上で景観審議会のほうで景観形成地区 の了解を得まして最終的に告示すると いう形です。

#### 田代委員

先ほど議論のありました小野原西地区については、地元住民の3分の2の方々の要望等で構成されると考えられる

のですか。

市(河辺課長)

実際上は協議会等である程度たたき 案を作られて、これでよろしいんですか ということで了承を得ていただいて、そ の上で市の方に景観形成地区に指定し てもらうような依頼をしていただくと いう形になろうかと思います。

増田会長

いかがでしょうか、よろしいでしょう か。

多分、私自身の理解としては今回景観 法である部分法的拘束力が強くなった という特徴もありますが、もう一方の大 きな特徴は、特に市民、事業者の参していることが、今回の法の非常に大だいますので、今日いただいご見も踏まえて、きっちりと市民参画をベースにします、は市民、事業者の参画をベースにしたい で検討を深めていって頂きたいといる は市民、事業者のがと思います、よるしくお願いします。

だいたい今日はいただいた内容に関しては全て審議が終了したと思います。

今日の審議結果に関しましては事務 局のほうで報告書を作成の上、後日市長 さんに対し文書で報告したいと思いま すがよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは今日は最初から 30 分延長ということで時間設定をしたのがちょうどでございます。いつも延ばしてばかりで申し訳ないですが、活発なご意見いただきありがとうございます。これからますます重要な案件が目白押しでございますので、ご協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

どうもありがとううございました。